

産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会ガスシステム改革保安対策WG（第1回）

議事録

日時：平成27年7月30日（木） 10：00～11：30

場所：経済産業省 本館17階 第1共用会議室

議題：

- （1）消費機器調査・周知の実施体制について
- （2）消費機器に係る「自主保安」活動について
- （3）その他

○大本ガス安全室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第1回産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会ガスシステム改革保安対策ワーキンググループを開催いたします。

開催に当たりまして、事務局を代表して、三木大臣官房審議官（産業保安担当）からご挨拶をお願いします。

○三木審議官 皆さん、おはようございます。産業保安担当審議官をしております三木です。

第1回ガスシステム改革保安対策ワーキンググループの開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、このワーキンググループの委員にご就任をいただきました倉渕座長を始め、委員の皆様、お忙しいところ、ご就任、またご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本ワーキンググループは、産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会の下に設置をされましたワーキンググループでございます。エネルギーシステム改革法が今国会で成立をいたしまして、ガス小売全面自由化後の新しい体制の下で保安水準の維持・向上を実現し、また、新しいガス導管事業者、ガス小売事業者の具体的な連携方策を含めまして、諸課題を検討していただく場でございます。

親委員会でありますガス安全小委員会は、先月29日に開催をされまして、このワーキンググループの設置が了承されたところでございます。今回は、その最初のワーキンググル

ープでございます。

スケジュールといたしましては、年内に中間的整理、来年春を目途にとりまとめを行う予定でございます。非常に多岐にわたる課題がございますし、決めていかなければならぬ項目も多々ございます。また、一方で、法律の施行になりますて、十分な周知期間をとっていただくというためにも、非常にタイトな審議スケジュールでございますけれども、精力的なご審議をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

本日の議題は大きく2点でございます。

第1は、消費機器調査・周知の実施体制についてであります。法律施行後は、ガス小売事業者が消費機器調査・周知を行うこととなりますけれども、これまでのガス事業者の実施体制を踏まえまして、責任体制の整備でありますとか、調査に従事される方々への適切な教育・訓練等、実効ある実施体制を構築していくことが重要であると考えております。

第2は、消費機器に関する「自主保安」活動についてであります。これまでのガス保安体制につきましては、ガス事業者の方々による「自主保安」活動を充実させていただくことによりまして、法律上の規制を補完し、保安水準の維持・向上を図っていたところであります。法律施行後、小売全面自由化後もこのような取り組みが引き続き確保・実施されることが極めて重要であります。事業者間の競争状況が変化をし、新しい事業者が参入することとなりましても、こういう「自主保安」の取り組みが適切に評価をされ、さらにこういう活動が消費者ユーザーの方々から評価をされ、充実をするという好循環を作っていく仕組みが重要であろうと思っております。

本日からいよいよ審議のスタートということになりますけれども、忌憚のないご意見、積極的なご議論を是非お願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大本ガス安全室長 本ワーキング座長につきましては、6月29日に開催されたガス安全小委員会において、豊田委員長から倉渕隆委員が指名されております。

それでは、倉渕座長から一言ご挨拶と、ここからの議事進行をよろしくお願ひいたします。

○倉渕座長 おはようございます。このたび6月29日のガス安全小委員会において豊田委員長よりご指名があり、本ワーキングの座長を務めることとなりました。

ガスの小売全面自由化を実施した後においても、ガス事業者が行ってきた「自主保安」レベル、また、保安を実際に担う方々の技術水準の維持・向上を実現していくことが重要であります。

ワーキングでは、大規模災害時等のガス事業者間の連携協力、「自主保安」の確保などを今後の検討課題として挙げており、当該課題に対して詳細な制度設計の検討を行っているわけでありますが、検討に当たり、委員の皆様のご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず、事務局より配付資料の確認と委員のご紹介をお願いいたします。

○大本ガス安全室長 それでは、説明いたします。

本日は、ワーキングの定足数に達しておりますことをご報告いたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、座席表の後に議事次第、その後、配付資料一覧、資料1の委員名簿、資料2「消費機器調査・周知の実施体制について」、資料3「消費機器に係る「自主保安」活動について」でございます。配付資料に不備等がございましたら事務局までご連絡いただければと思います。

それでは、資料1に沿って委員の紹介をさせていただきます。

先ほども紹介させていただきましたけれども、倉渕隆座長でございます。

続きまして、赤穂啓子委員でございます。

○赤穂委員 赤穂でございます。よろしくお願ひいたします。

○大本ガス安全室長 続きまして、6月29日は安田進一委員でしたけれども、安田委員に代わり、久本晃一郎委員でございます。

○久本委員 久本でございます。よろしくお願ひいたします。

○大本ガス安全室長 続きまして、三浦佳子委員でございます。

○三浦委員 おはようございます。三浦です。よろしくお願ひいたします。

○大本ガス安全室長 吉川知恵子委員でございます。

○吉川委員 吉川でございます。よろしくお願ひいたします。

○大本ガス安全室長 続きまして、専門委員でございますけれども、内倉道博専門委員でございます。

○内倉委員 内倉です。よろしくお願ひいたします。

○大本ガス安全室長 金子功専門委員でございます。

○金子委員 金子でございます。よろしくお願ひいたします。

○大本ガス安全室長 杉森毅夫専門委員でございます。

○杉森委員 杉森でございます。よろしくお願ひいたします。

○大本ガス安全室長 早田敦専門委員でございます。

○早田委員 早田でございます。よろしくお願ひいたします。

○大本ガス安全室長 以上です。

○倉渕座長 それでは、これから議事に入ります。

初めの議題、「消費機器調査・周知の実施体制について」、事務局より説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長 それでは、資料2をご覧いただければと思います。消費機器調査

・周知の実施体制でございます。「1. 現行制度の概要」でございます。

現行のガス事業法では、ガス事業者に対して、消費機器の技術基準適合性の調査やガスの安全使用を行うための危険発生防止の周知を行ってございます。現行では、3年ごとに1回の頻度で周知、また、40ヵ月に1回以上の頻度で調査を行っているところでございます。消費機器につきましては、需要家資産であることが一般的でございまして、技術基準適合の責任については消費機器の設置者や需要家に課せられているところでございます。しかしながら、保安確保に万全を期す観点から、「需要家にガスを供給する事業者」の社会的責務として、ガス事業者に対して消費機器に係る技術的知見のもと調査・周知を実施することを義務づけているところでございます。

めくっていただいて、2ページ目をご覧いただければと思いますけれども、表になってございますが、上の方が消費機器の調査に係る現行制度の概要でございます。

上のところにつきましては、主に小口需要家に関する調査ということで、現行40ヵ月に1回、下の大口供給につきましては年間50万立方メートルの大口需要家ですとか10万立方メートルの工業用建物の需要家、ここにつきましては基本的には自己原則ということで今は調査義務を課していないということでございます。

下の方は、危険発生防止周知でございます。この表の中の左側が一般的周知ということで、ガスの申し込み時、また3年ごとに1回、一般的周知を行ってございます。

また、3ページ目をご覧いただいて、特に不燃防がついていない消費機器を持つ需要家に対しては、毎年度1回以上周知を行っているということでございます。周知・調査の作業イメージということで、3ページ目の下に調査のイメージ、また周知のパンフレットを挙げさせていただいております。4ページ目をご覧いただければと思います。現行における調査・周知の実施体制でございます。

現行においては、ガス事業者の周知・調査に関して、施行規則の中で調査・周知対象、

また調査頻度、項目を規定してございますが、その実施体制、実施方法については具体的には規定してございません。しかしながら、実態面においては、ガス事業者においてガス工作物の維持・運用に関して規定している保安規程について体制を整備し、また、規模や特性に応じてその体制を確保してございます。また、ガス工作物の維持・運用の監督のために選任するガス主任技術者についても、ガス機器に関する知見を求めており、消費機器の調査・周知を監督している実態がございます。

なお、消費機器の調査・周知を実施する者に対しては、必ずしもガス事業者自身である場合に限らず、委託を受けた事業者が行う場合がございます。実際に業務を行う調査員に関しては、委託先の従業員である場合も含め、全てに業界資格——後ほど説明しますが、需要家ガス設備点検員、登録調査員の取得を業界ルール化しており、教育・訓練によって一定の知識・技能を持った者による業務実施により安全性を担保してございます。

参考1—4は、一般ガス事業者の業界資格である「需要家ガス設備点検員」の内容でございます。この表のところで書いてございますけれども、一般社団法人日本ガス協会が運営している制度でございます。資格教育を、消費機器に関しては1日目から3日目に教育を受けて、その後に、ガス事業者関係業務に3ヵ月以上従事する、または点検員資格を有する者に1ヵ月以上同行して現場教育を受けて資格取得を行ってございます。この資格につきましては、第1種、第2種、第3種とございまして、第1種については消費機器調査と内管調査、第2種については消費機器調査、第3種については内管検査と3種類ございます。

一方で、5ページ目に簡易ガス事業者の業界資格、「登録調査員」の概要でございます。一般社団法人日本コミュニティーガス協会では、消費機器調査、また内管漏えい検査に従事する資格として「登録調査員」を運営してございます。この業界資格を取得するには、定期的に開催される講習、認定講習・再講習を受講し、その課程を修了した者で、その認定試験を受講して合格する必要があります。資格取得者については「調査員証」が交付され、調査員として登録されているということでございます。

2ポツのところで「見直しの必要性」でございますけれども、今般、ガス事業法が改正され、小売の全面自由化後においては、事業類型が一般ガス導管事業者、ガス小売事業者に整理することとなります。消費機器の調査・周知に関しては、本年2月にとりまとめられたガス安全小委員会の報告書において、ガス小売事業者は需要家と直接接点を有し、需要家のガス使用を把握する場合が多い、また、消費機器情報を把握するといった理由から、

ガス小売事業者が行うことが適當との結論を得て、改正法でもガス小売事業者に消費機器の調査・周知の義務を課すこととしてございます。なお、業務委託については、現行法と同様に特段の制限は課せられていないところでございます。

また、現行法制度においてガス事業者は社内体制を明確化し、従業員への保安教育といった措置を講じている実態がございます。これまでガス保安の水準の維持・向上は、こうした実施体制のもとで実現されたことを踏まえると、改正後のガス小売事業者についても同水準の実施体制を整え、適切に調査・周知を行っていくことが求められてございます。

続いて、「3. 論点」でございます。「(1)消費機器調査・周知に係る実施体制の担保手法」でございます。

ガス事業者については、ガス工作物を維持・運用し、保安規程の作成、またガス主任技術者の選任等の業務をこれまで行ってきた実態がございます。しかしながら、ガス小売事業者がガス工作物を維持・運用しない場合には、そういった義務は課せられないというところでございます。

また、保安に係る費用については、従来のガス事業者は総括原価方式を基本として必要な費用回収を行ってございましたが、今後はガス小売事業者が自由な料金設定のもと、競争的な市場環境のもとに置かれることから、適切な実施体制のもとで消費機器の調査・周知を行う制度的な裏づけを担保することが求められます。

以上を踏まえると、ガス小売事業者に対しては、ガス工作物の維持・運用の如何にかかわらず、消費機器に対して、①調査・周知の監督を行う責任者を明確化し、その指揮命令のもとで業務を遂行すること、②調査・周知の遂行に係る管理体制に関する事、③調査従事者に関する保安教育・訓練を計画的に実施すること、④適正な実施方法を定め作業を行うことが重要であり、各事業者の規模・環境等に応じた適切な形で確実に実行を求める制度とすることが望ましい。

今般の改正ガス事業法第160条では、ガス小売事業者は消費機器の調査・周知に関して保安業務規程を作成し、事業開始前に経済産業大臣に届けることとなります。そして、その内容が消費機器の調査・周知の適正な実施を確保するために必要があると認められるときは、経済産業大臣がその内容の変更を命ずることができるとしてございます。

そこで、上記①～④までの内容に関して、ガス小売事業者の作成する保安業務規程の記載事項として施行規則を定め、経済産業大臣が事業開始前に届けられた内容を確認し、必要がある場合には変更命令を発出してはどうかとしてございます。

なお、ガス小売事業者の供給を受けられず、需要家が一般ガス導管事業者による最終保障を受ける場合には、当該一般ガス導管事業者が消費機器の調査・周知を行うこととなります。一般ガス導管事業者の行う消費機器の調査・周知に関しても、事業開始前に届け出る保安業務規程の記載事項としてはどうかとしてございます。

「(2)引き続き検討すべき課題」ということで、保安業務規程において、消費機器の調査・周知に係る実施体制を担保することとした場合には、調査・周知の監督を行う責任者に関する一定の要件など、その具体的な内容の在り方について、今後検討していく必要があるのではないか。さらに、国として「モデル保安業務規程」を定め、委託先を含めた実施体制に関し、具体的な内容を示していくこととしてはどうか。特に調査従事者に関する保安教育に関しては、現行ガス事業者が「需要家ガス設備点検員」「登録調査員」の資格取得・講習等を通じて、適切な実施を行う知識・技能を担保している現状を踏まえ、今後、ガス小売事業者に対してどのような教育・訓練を求めていくことにするのか検討する必要があるとしてございます。以上でございます。

○倉渕座長 ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。ご発言のある方は、ガス安全小委員会と同様にネームプレートを立てていただくとわかりやすいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○赤穂委員 ありがとうございます。今回から議論に参加させていただきます。

まず、大前提として、自由化になったからといって安全性の確保のレベルが落ちるということがあつてはならないと思っております。その上で、今までガス事業者さんと行政の1対1の関係で、阿吽の呼吸でなされてきたことが、自由化の中で新規参入者が入ってくるということで、阿吽の呼吸だけではなかなかわからない、しっかりと明示しないといけないことが多々出てくると思いますので、そこら辺、何をやるべきか、一方でこれはサービスの向上だということでやるべきことと、自主的にサービスとしてやることの境目をしっかりとつけることが必要だと思っております。

その前提といたしまして、今の機器の点検のことについてですが、やはり新規の事業者さんにもこれはしっかりとやっていただくべきだと思っております。ただ、これはエンドユーザーの立場でいうと、やはり平日働いていて土日しか家にいないということになりますし、なかなか入室を伴うような点検ということにはすごく抵抗があるのも事実なんですね。やり方にもう少し工夫があつてもいいのではないかなと思っています。エンドユーザーも、どういう保安をするのかというのを自分で知るような機会を設けていただいて、例

えばウェブサイトでこういうことをチェックしたら最低限安全は確保されているとか、そういうことをやった上で、やはり今不安だからしっかりとみてもらおうとか、何らかの、もう少し、今なりの技術をうまく活用したような安全性の確保の仕組みというのがあってもいいかなと思っております。とりあえず以上です。

○倉渕座長 ありがとうございました。大変率直な意見で、是非参考にさせていただきたいと思います。

○三浦委員 三浦です。おはようございます。ご説明ありがとうございました。今の赤穂さんのご発言に賛同します。前回の委員会でもお話ししましたが、やはりこの点検というのは消費者にももちろん責任があるのですが、なかなかそういう意識を持てないこともあります。いかに重要なものかという危機感みたいなものがないものですから、ついつい先延ばしなさっている方もいると思うのですね。今おっしゃっていたとおり、私なんかも例えばこういう時間には家にいないわけですから、土、日、祭日でも、例えば今は携帯もありますので、個人情報のことも、保護はもちろんやらなければいけませんけれども、希望在宅時間をやりとりできるようなシステムで、極力一人でも多くの方がきちんと点検を受けられるようにということを一工夫、日曜日に出勤していただくのもどうかというお話もあるかもしれません、そこはやはり役務というか、サービスの中で事業者さんにもご検討いただきたいなということがまず1点。

それから、6ページの「引き続き検討すべき課題」のところにもありますとおり、やはり一般消費者としては自由化になったとき、そういう点検の質が下がるとか、変な価格競争になって、本来一番守られなければいけない安全が担保されないということが一番心配なわけです。ですから、きちんとした方に検査もしてもらいたい。いわゆるプロフェッショナルがきちんとした研修の仕組みを確立して、今と同様、もしくはそれ以上の「自主保安」の維持・向上に努めることがやはり重要ではないかなと思っています。もちろんお知らせも十分にして、周知ということも含めて広報の工夫というのも今後一緒に検討できたらいいなと考えております。どうぞよろしくお願いします。

○倉渕座長 ありがとうございました。2点ありますて、訪問のタイミングをどのように調整するかということと、自由化後も保安の質の低下を避けるべく、どういう工夫をこの保安業務規程に盛り込むかということかと思いますので、引き続き検討の参考にさせていただきたいと思います。

○吉川委員 これまでのガス安全小委員会でもこの消費機器の調査・周知の重要性につ

いて盛んに議論がなされてきたところでありますから、そのことをよく踏まえて、やはり小売業者の方には、この点抜かりないように切にお願いをしたいなということを改めて申し上げたいと思います。その上で、2つ意見を述べさせていただきたいと思います。

1点目は、改正法の中で、事業開始時に実施体制、実施方法について、保安業務規程という形での作成で担保するということがいわれておりますが、開始時はとかく皆さん意欲に燃えていると思うのですが、それがちゃんと行われているかという、事業開始後に実際の実施状況について何らかの形でチェックができる体制を是非具体的に作り上げていただきたいということが1点です。

もう1点目は、今まででは、やはりこれも小委員会で業界の方から教えていただいた、今までいかに「自主保安」ということで充実した安全の担保がなされてきたかということを勉強させていただきましたが、今度はやはりいろいろな業界の方が参入されてくるということになると、やはりある程度仕組みを整えるということも必要になってくるのではないかと思います。その意味で、今まで2つの業界資格で調査員の方のスキルが保たれてきたということではありますが、できれば一元的な調査員の方のスキル担保の講習とか研修とか、そういうものを用意していただけたらなと思います。仮にそれを、全小売業者の方を対象にするような共通のスキームができれば、そういう中でいろいろな方々が顔を合わせることで、また災害時のコミュニケーション、災害時に備えた顔のみえるガス小売業者さん間のコミュニケーションというのも図られてくるのではないかなど消費者の目からすると思いまして、是非この点は業界の方にご検討いただければありがたいなど、このように思います。以上でございます。

○倉渕座長 ありがとうございました。2点ご指摘いただきました。1点目は、自由化開始後にしっかりと保安業務が行われているかどうかの調査をする何か工夫が必要ではないかということと、もう1点は、このスキルの維持のために調査資格の一元化等を含めた検討についてのご提案がございました。大変重要な指摘だと思いますので、検討に加えさせていただきたいと思います。

○早田委員 早田でございます。私ども、ガス小売事業に参入する立場ということで発言をさせていただきます。説明の中でもございましたように、これまで一般ガス事業者様が長年培ってこられました保安水準の維持・向上、これはもうぜひ下がらないように我々も今後努力していく所存でございます。

今回消費機器の調査・周知にかかわる実施体制を制度的に担保するためにガス小売事業

者が作成する保安業務規程に記載する事項といたしまして、6ページにも書いていただきましたように、①～④までの内容を規則で定める方向性については特に異論はございません。その上で、6ページ目の論点の「(2)引き続き検討すべき課題」に関しまして、1点要望させていただきたいと思います。

これは、先ほど三浦委員からも、今後点検する者の質が下がっては困るというようなお話とか、吉川委員からも、一元的な講習のスキームを作つたらよいのではないかというお話がございまして、まさしく我々からの要望もこのとおりでございます。現状の保安水準の維持・向上を図るために、ここに課題として書いていただきてございますのは、今後ガス小売事業者に求める教育の訓練内容を検討するということは記載いただいているのですけれども、それだけではなくて、やはり教育・訓練によって調査従事者が修得すべき知識とか技能、こういうものについて、例えば共通のテキスト類を作成して、新規参入者も含めて全ての調査業務従事者が共通的に講習などを受講できる仕組みづくり、これがまさしく重要だと考えてございますので、ぜひこの(2)の検討すべき課題の1つとして追加をいただければと考えてございます。よろしくお願ひいたします。

○倉渕座長 ありがとうございました。自由化後に、新規参入者を含め、共通した例えば教育のスキームを作ることによって保安水準を維持していくというご提案と受けとめました。大変建設的なご意見だと思いますので、是非参考にさせていただきたいと思います。

○金子委員 同じく6ページ目の「引き続き検討すべき課題」のところに記載しております内容についてですけれども、責任者に関する要件、委託先も含めた実施体制、従事者に対する教育・訓練の詳細検討を今後進めていくということで、いずれも非常に重要なポイントだと認識しております。我々は、既存のガス事業者の団体として、必要であれば我々のこれまでの経験を踏まえて協力をさせていただきたいと思っております。

また、今、新規参入の小売事業者様のほうからも受講に関するニーズがあるというような点があるということは理解いたしました。小売と導管の災害時連携等の関係についてもご指摘を受けておりますので、ガス協会としては、新規参入の方々にどのような形でどのようなサービスを提供できるかということを今後検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○倉渕座長 ありがとうございました。既存のガス事業者の立場としてもぜひとも協力したいという趣旨のご発言かと思います。よろしくお願ひいたします。他にご意見はございませんでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。資料2にあります見直し案につきましては、大きな方向性が得られたということと、委員の皆様からは多くの建設的なご提案、ご意見を頂戴いたしましたので、事務局におかれましてもこれらを踏まえまして引き続きご検討をよろしくお願ひいたします。

それでは、ここから、議題2の「消費機器に係る「自主保安」活動について」、事務局より説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長 それでは、資料3に移らせていただきたいと思います。

消費機器に係る「自主保安」活動についてでございます。「1. 現行制度の概要」でございます。現行制度においては、「2020年時点における死亡事故ゼロ」などを目標とした「ガス安全高度化計画」の達成に向けて、ガス事業者は法令によらない保安の向上に向けた自主的な保安活動（「自主保安」）を積極的に展開しており、ガスの保安水準は着実に改善しております。

また、国によるガス保安の規制につきましても、社会動向、またニーズを踏まえ、保安確保を前提としながら、各事業者の自己責任原則を重視し、国の関与を必要最小限とした体系へと転換を図っております。事前規制から事後規制に移行する中で、現行のガス事業者による自主保安を組み込みながら「保安水準を維持・向上する」という政策目標を達成していくという好循環な仕組みを構築してきたところでございます。

なお、現在のガス事業者が行っている自主保安の代表的なものとして、昨年11月のガス安全小委員会での資料に掲げている内容につきまして、金子委員からご説明をよろしくお願ひいたします。

○金子委員 ありがとうございます。では、同じ資料の後ろの方にパワーポイントを載せさせていただきました。こちらを用いてご説明させていただきます。

現在、一般ガス事業者が行っている自主保安活動についてということでご説明をいたします。この資料は、昨年11月10日に開催された第8回ガス安全小委員会で使用したものと同じものでございまして、ガス工作物にかかる自主保安と消費機器にかかる自主保安、両方についての記載をしたものであります。本日の論点は、消費機器にかかる自主保安ですので、消費機器にかかる部分を中心にご説明をいたします。

では、1ページをご覧ください。この図は、自主保安業務の概要、イメージを示したものであります。ガス事業法では、自主保安というものを明確に定義はしていませんが、都市ガス業界では自主保安活動を安全高度化計画の目標である「2020年死亡事故ゼロの達

成」に向け、各事業者が業界指針や各供給エリアの事故発生動向、需要家の特性等に応じ、自主的に行っている保安向上活動であると理解をしております。各都市ガス事業者が法定や行政指導による規制に上乗せする形で自主保安活動を展開しており、現状の高い保安水準はこの自主保安活動が有効に機能していることで達成されていると考えております。自主保安活動をあえて分類すると、3つの類型に分けることができると思っております。図の真ん中の台形の中に書いてある部分でございます。下から順に、業界として標準作業手順等で推奨している業務で、ほぼ全ての事業者が実施しているものが1つ目でございます。2つ目は、各事業者が供給エリアの特性に応じ、業界内のガイドライン等を参考に実施しているけれども、内容的には事業者によって濃淡があるといったものでございます。3つ目は、各事業者が供給エリアの特性に応じ、独自に実施しているもの。この3つにあえて分けると分けられるということでございます。

どのような自主保安活動をどこまで行うかについては、供給エリアの特性や、その時々の環境等に応じて変化するものでありますから、必要以上に細かく分類したり対象を限定するということにはあまり意味がなく、安全高度化目標に向かって自主的に柔軟に推進することが大切であると考えております。

2ページをご覧ください。この表では、自主保安活動をガス工作物に係るものと安全使用・消費機器に係るものに分けて例示しています。表の右側が消費機器に係るものになります。ここに例示したのは、実際に行われている自主保安活動の一部ではありますけれども、業界として標準作業手順等で推奨しているものから、各事業者が供給エリアの特性に応じ、創意工夫して独自に実施しているものまで、多岐にわたっております。共通しているのは、ガスにかかわる事故を減らし、保安水準を向上させる目的で、業界を挙げて、もしくは各事業者の判断で自主的に取り組んでいる保安活動であり、実際に保安水準の向上に効果を上げていると考えられるところであります。

3ページをご覧ください。ここからは、主な業務機会における具体的な自主保安の作業例を説明させていただきます。このページ以降では、資料の下段の横長の部分が法定もしくは行政指導に基づく作業を示しております、上段の部分は、その作業機会に実施している自主保安の作業を示すという構成になっております。

3ページと4ページは、開栓時における自主保安の作業イメージです。ガスの使用を開始するタイミングは、保安上でも重要な作業機会となります。

図の左側に示すように、ガス機器が供給されているガスに適したものかどうかを、機器

に貼付されたシールに記載された情報などにより確認しています。

右上の図に示すように、例えばお引っ越しの際にお客様ご自身で機器を設置する場合に、適切でない接続具を用いたり、接続方法を誤るケースがあるため、接続具の確認を行っております。

右下の図にありますように、ガス漏れ、CO、火災を検知する警報器の設置をお勧めし、既に設置されている場合には設置位置の適切性や有効期限なども確認しています。

4ページをご覧ください。また、開栓時には、ほかにも自主保安活動として、圧力計を使用してガスマーティーから下流側にガス漏れがないことを確認しています。さらに、マイコンメーターの設置状況の確認や、お客様にマイコンメーターの機能や復帰方法を説明するという活動も行っています。

5ページをご覧ください。5ページの内容は、内管漏えい検査時に行う主としてガス工作物に係る自主保安活動ですので、本日は説明を割愛させていただきますが、小売自由化後はガス導管事業者の行う自主保安活動という位置づけになります。

6ページをご覧ください。6ページは、消費機器調査のときに行っている自主保安活動です。消費機器における主な作業は、法定対象機器の給排気設備の良否を確認することですが、左下の図にありますように、法定対象以外の事象についても給排気状態の確認を行っています。また、左上の図にありますように、不完全燃焼防止装置のついていない開放燃焼式の小型ガス湯沸器のCO測定を行い、もし異常があれば、使用の中止をお願いした上で買い換えや修理をお勧めしています。

右下の図に示しているのは、特に換気が重要な業務用のお客様には、了解を得た上で換気に関する注意喚起のためのステッカーを貼らせていただく、このケースを説明したものでございます。

7ページをご覧ください。7ページと8ページは、安全使用周知のときに行っている自主保安活動です。法定周知事項に加えて、過去の事故の発生状況などを踏まえ、各所の周知物を製作し、お客様にガスを安全にお使いいただくための周知を行っています。

左側の図は、いわゆる不安全型機器の一つである金網ストーブのお取り替えをお勧めするためのパンフレットで、金網ストーブをお持ちのお客様に配布しているものです。右側の図は、マンションなどで外壁塗装により屋外に設置された給湯器の給排気口がふさがれてしまわないよう、工事業者や管理会社に対して注意喚起をするためのパンフレットです。

8ページをご覧ください。このページの右側の図は、先ほどもご説明した正しい接続具、

接続方法を説明したパンフレットです。左側の図は、経年埋設内管、いわゆる白ガス管の取り替えをお勧めするためのパンフレットです。白ガス管はガス工作物に当たりますので、小売自由化後は導管事業者が自主保安を行う領域となります。

9ページをご覧ください。各種の業務機会に行われている自主保安活動の例を紹介しましたが、これら以外にも事故防止の効果が非常に高いと思われる自主保安活動を紹介いたします。業務用のガス機器は家庭用のガス機器と比べると燃焼するガスの量が多く、燃焼のために多くの空気を必要とします。そのため、万一換気が不十分な場合には排ガスによるCO中毒発生のリスクが相対的に高く、また、万一COが発生すると、機器の所有者だけでなく従業員や来店されているお客様にも被害が及ぶ危険があります。これらの事故撲滅を目指して、都市ガス業界では、自主保安活動の一環として、さまざまな業務機会を使ってお店のオーナー様などに対して業務用換気警報器の設置をお勧めしています。上の図のグラフに示すように、業務用換気警報器の取り付けと排ガスのCO中毒事故の減少には高い相関がみられます。

また、先ほどご説明した金網ストーブ以外にも、屋内に設置された不完全燃焼防止装置のついていない小型湯沸器、浴室内に設置された同じく不完全燃焼防止装置のついていない煙突排気式のふろがまといった、いわゆる不安全型機器については、周知だけではなく取り替えをお勧めする活動も行っています。

以上、現在、一般ガス業者が行っている自主保安活動についてご説明させていただきました。ありがとうございました。

○大本ガス安全室長 続きまして、「2. 見直しの必要性」のところをご覧いただければと思います。ガスシステム改革後にあっても、安全確保のためにこのような自主保安が引き続き行われることが重要でございます。今後、特にガス小売事業者は消費機器の調査・周知に係る保安責任を担うこととなります。自由な料金設定のもと新規参入が予想される分野であることを踏まえると、競争状況如何にかかわらず、消費機器に関する自主保安の取り組みに関して、その継続的な実施を確保することが保安上必要でございます。

「3. 論点」を3つ挙げてございます。

まず、1つ目として、自主保安項目の一部制度化でございます。これまでガス事業者が取り組んできた自主保安の中には、業界全体の方針として全国的に行ってきたものや、事業者の多くが取り組んでいるものも存在し、その中には保安の確保上確実に実行することが求められる項目も存在します。

①として、各事業者が統一的に実施すべき項目ということで、今後、ガス小売事業者が消費機器に係る保安業務を行うに当たっては、事業者の特性や競争環境にかかわらず一律に実施を求めていくことが必要なものに関しては、施行規則等によって一部制度化することで保安の確保に万全を期すこととしてはどうかということでございます。

また、自主保安の制度化項目の選定に当たっては、「業界自主」のものに加えて「事業者自主」の中でも、保安の効果が特に高いものも含めて検討することが望ましい。そこで、期待される保安上の効果の大きさ、作業レベルの統一化の妥当性を勘案し、現在行われている自主保安のうち、以下の項目に関して制度化を検討することとしてございます。

(イ) として、「開栓を伴う場合の供給開始時調査」でございます。

現行制度においては、ガス事業者が需要家に供給を開始する際には、危険発生防止周知を行うことが義務づけられておりますが、消費機器の調査については特段規定されてございません。他方、ガス事業者は、その保安の確保に万全を期す観点から、新築時や転勤時等に伴う引っ越し・転居により、需要家と新たに契約を締結し、ガスの供給を開始する際には、周知と同様に消費機器に関する調査を実施している実態がございます。

消費機器の設置は需要家の判断によるものであり、その引っ越し等の際に消費機器が技術基準不適合なものが設置され、取り替えられることが想定されます。また、例えば、空き家に需要家が入居する場合などには、古い消費機器が設置されたままとなっている可能性もございます。万が一消費機器において事故が生じた場合には、火災や不完全燃焼による一酸化炭素中毒などにつながる可能性があることなどから、供給開始時に改めて調査することは保安の確保をするために必要なものであると考えられます。

加えて、ガス漏れ等の緊急時には、託送供給を行っているガス導管事業者が出動班を現場に急行させ、緊急時対応を行うこととなります。有効に対処するためには、ガス小売事業者が消費機器調査を供給開始時に実施し、正確な調査結果を事前にガス導管事業者に通知することが必要となります。

こうしたことから、ガス小売事業者による消費機器調査に関して、定期的な調査の一環として供給開始時の調査を行い、その結果をガス導管事業者に通知するよう制度的な担保が必要ではないか。なお、一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合には、消費機器調査を行うこととなることから、同様に供給開始時の調査に関して制度的な担保が必要ではないかとしてございます。

なお、現行ガス事業法では、ガスの供給開始時には開栓を伴うものとして想定されてご

ざいますが、今後、託送供給を受けるガス小売事業者の切り替えにおいて、仮に物理的な開栓を伴わない供給開始が想定される場合には、切り替え後のガス小売事業者に対する消費機器調査の情報引き継ぎの在り方を今後検討し、当該供給開始時の調査の必要性については、その結論と整合的な形で別途整理することはどうかとしてございます。

続いて、(ロ) のところの「供給ガスに対する適応性の確認」のところでございます。

ガス種に不適合な消費機器を使用した場合には、不完全燃焼のリスクが高く、一酸化炭素中毒につながるおそれがございます。そのため、需要家がガスを安全に使用するためには、供給されるガス種に適合した消費機器であることが必要でございます。こうした観点から、先ほども説明がございましたように、需要家に対して適応性に関する事項を周知ということとしてございます。

他方、現行法については、消費機器の調査事項としてガスの適応性は規定されてございません。しかしながら、ガス事業者においては自主保安の一環としてガスの適応性の確認を行ってきたところでございます。また、国としても、供給開始時のガスの適応性の調査をガス事業者に対して求めているところでございます。

今後も消費機器は需要家自身が購入、設置するものであり、ガス小売事業者が適応性を確認することは、保安水準の維持・向上の観点からは引き続き確実な実施が求められるものでございます。また、仮に供給されるガスに適応しない消費機器を用いた場合には、不完全燃焼による一酸化炭素中毒、またガス火災事故の要因になりかねず、ガス小売事業者による確認を行うことは不可欠である。なお、定期的な消費機器調査時においては、需要家による消費機器の取り替えの可能性が供給開始時ほど高くなく、現在国として定期的な確認を行うよう求めてはございます。

そこで、ガス小売事業者や最終保障供給を行う一般ガス導管事業者に関して、今のこの適応性の事項についても確実に確認を行えるよう制度的な担保が必要ではないかとしてございます。なお、具体的な作業については、機器の点火試験や燃焼器の銘板上の表示等によって確認することが考えられます。

なお、先ほど同様、仮に物理的な開栓を伴わない供給開始が想定されるのであれば、その適応性確認については、切りかえ後のガス小売事業者に対する消費機器調査の情報引き継ぎの在り方を今後検討し、その結論と整合的な形で別途整理することとしてはどうかとしてございます。

続いて、(ハ) の「不完全燃焼防止装置のない金網ストーブに関する周知」でございま

す。不完全燃焼防止装置のない金網ストーブにつきましては、その安全装置がないためにC O中毒事故、一酸化炭素中毒事故を起こす可能性がございます。そのため、「ガス安全高度化計画」において、その開放型湯沸器、また浴室内設置C F式ふろがまとともに、「非安全型機器」として位置づけられてございます。これによって、ガス事業者による周知・啓発活動によって、非安全型機器の撲滅に向けた取り替え促進を行っているところでございます。

現行制度については、この金網ストーブを含めてガス事業者が行う危険発生周知の項目となってございます。他方、金網ストーブについては周知事項の対象となっておらず、自主保安として周知を行い、取り替え促進を進めてきた実態がございます。今般のガス小売全面自由化に伴い、金網ストーブについてもガス小売事業者に対して確実な周知実施を求めていくために制度的な担保が必要ではないかとさせていただいております。

4ページ目の上に、先ほど紹介がありました個別周知の事例が載せてございます。

続いて、(二)の「浴室内設置の不完全燃焼防止装置のない自然排気式ふろがまに係る排気筒先端の安全性確認周知」でございます。

現行、ガス事業者が周知の一環として、今の不燃棒不完全燃焼防止装置のないC F式ふろがまを使用する需要家に対して書面を配布することを行ってございます。

他方、ふろがまについては自然排気式のために不備があると不完全燃焼が生じやすくなり、安全装置がないことから、一酸化炭素中毒のおそれが高く、加えて、一般ガス事業者については、例えば近年事故等が発生していることから、自主保安の一環として業界全体としてこの排気筒先端を含めた給排気設備の安全確認について周知を行い、取り替え促進に努めているところでございます。

こうした取り組みの保安上の重要性については改正法の施行後についても変わりなく、ガス小売事業者による確実な周知の実施を求めていくために制度的な担保が必要ではないかとしてございます。

(ホ)の「消費機器の接続具についての周知」でございます。消費機器の燃焼器は、金属管やゴム管、ガスホースによりガス栓と接続しているものがございますが、不十分な接続、また接続具の損傷はガス漏れや火災事故の原因となり、人身事故、物損事故のリスクが高い。また、その接続については、燃焼器やガス栓の種類に即した適切な接続具の使用が求められます。

そのため、現在ガス事業者では、自主保安の一環として、需要家に対して安全な使用を

行うよう消費機器の接続具に関して周知を行ってございます。今般の法改正後においても、当該事項に対して引き続きガス小売事業者による需要家への周知が継続されるよう、消費機器の接続に関する注意事項の周知に関して制度的な担保が必要ではないかとしてございます。

続いて、5のところでございます。②として「各事業者の特性等を踏まえ実施すべき項目」でございます。現在ガス事業者が実施している自主保安項目のうち、国による技術基準において特段の定めがなく、ガス事業者の特性、状況を踏まえて確認事項を設定し、実施しているものも存在します。そこで、以下の（イ）（ロ）（ハ）について、その確実な実施を担保する方法として、保安業務規程に記載することを検討することとしてございます。

（イ）として、「消費機器の接続具の適合性確認」。先ほどは周知でございましたけれども、ここは適合性確認ということで、その接続具の不適合によってガス漏えいが発生した場合には、人身事故、物損事故のリスクが高いということで、ガス事業者については、その調査時に適合性確認を行うことによって誤接続を発見し、改善を促している実態がございます。今後ともガス小売事業者が継続して接続具の適合性確認を行い、誤接続に起因する事故の防止につなげるために、保安業務規程に当該事項の実施を記載することが望ましいのではないかとしてございます。

（ロ）として、「不完全燃焼防止装置のない開放型小型湯沸器の一酸化炭素濃度測定」でございます。不完全燃焼防止の開放型湯沸器については、経年劣化により不完全燃焼した場合、安全装置がないために運転がとまらず、室内に高濃度の一酸化炭素が排出されることにより、一酸化炭素中毒事故の発生リスクが高い。そこで、ガス事業者は、自主保安の一環として、消費機器調査時に排気の一酸化炭素濃度の測定を行っている実態がございます。そして、需要家に測定結果を示し、危険性の訴求を行い、換気の励行、安全型機器への取り替え促進を行ってございます。

今後も消費機器調査時にCO測定を行い、一酸化炭素中毒の防止、安全型機器への買い替え促進につなげるために、保安業務規程に当該事項の実施を記載することが望ましいのではないかとしてございます。

（ハ）として、「業務用換気警報器の設置促進」でございます。業務用厨房機器は燃焼量が大きく、同一室内で複数台の機器が使用されることが多い。また、バーナーの目詰まりによる不完全燃焼が発生しやすいことから、一酸化炭素中毒事故の発生リスクが高いということで、そこでガス事業者では自主保安の一環として、業務用厨房を対象に換気警報

器の「有償での推奨」等を行うことで、業務用換気警報器の設置を促進してきたところでございます。こうした結果、この普及とともに業務用厨房での一酸化炭素中毒事故の件数は減少してございます。

今後も業務用換気警報器の設置を促進するために、保安業務規程において業務用換気警報器の設置促進に関して記載することが望ましいのではないかとしてございます。

2番目でございます。「(2)自主保安事例集の作成」でございます。

ガス小売事業者の中には、これまでガス事業に携わってこなかった新規参入者も多く想定されます。このため、現行のガス事業者が積み重ねてきた自主保安の取り組みに関して事例集としてガス小売事業者に広く共有することは、小売全面自由化後のガス保安水準の維持・向上に極めて有益であると考えられます。また、ガス事業者においても、さらなる自主保安の取り組みを促す観点から、各ガス事業者がその置かれた環境や規模、需要家のニーズ等を踏まえながら、創意工夫を凝らして最適な方法で実施している事例を共有することが重要でございます。そこで、改正法の施行前までの間に、国としてガス事業者による自主保安の取り組み事例を収集し、広く共有することが望ましい事例に関しては「自主保安事例集」として作成し、事業者に対して公表してはどうか。

また、事例集の作成・公表は、需要家にガス小売事業者による自主保安に関して適切な理解を促すことにも資することと考えられることから、「自主保安事例集」は需要家も含めて広く公表・周知することとしてはどうかとしてございます。

最後の、3番目の「自主保安の「見える化」」でございます。競争的な市場環境に置かれているガス小売事業者に対して、消費機器に関する自主保安の実施を求めていくためには、自主保安に精力的に取り組むガス小売事業者を需要家が評価した上で供給先を選択する仕組みを構築することが重要でございます。

すなわち、需要家によるガス小売事業者の選択の軸として、料金プランの提示など、需要家のサービスの一環としてガス小売事業者による自主保安が認識される必要があり、そのためには、ガス小売事業者による自主保安の取り組みに関して「見える化」し、正確な情報が提供されていくことが求められます。このため、ガス小売事業者による自主保安の質が明らかになるよう、また、需要家としての消費機器に関する保安に必須な事項が明らかになるよう、国として対象項目を設定するとともに、当該項目について内容をわかりやすい形でとりまとめ、国として公表することとしてはどうかとしてございます。

また、こうした対象項目をもとに審査を行う保安表彰制度を設け、評価が高いガス小売

事業者については、経済産業大臣や商務流通保安審議官による表彰をすることで、事業者が自主保安に取り組むインセンティブとし、また、需要家がガス小売事業者を選択する情報の一つとしてはどうかとしてございます。

なお、こうした自主保安の「見える化」を行うのは、平成29年度に予定される改正法施行から一定期間を経過した後になると考えられますが、施行前に対象項目を明確化することが重要でございます。対象項目の策定に当たっては、現在ガス事業者が行っている自主保安の取り組みを把握し、中立的な保安の学識者・有識者による検討の上とりまとめるとしてはどうかとしてございます。

さらに、今後ガス小売事業者を選択する需要家自身においても、消費機器の所有者・占有者の立場から、自主保安の取り組み状況を加味して事業者を選択し、適切に消費機器を使用していくことが重要であり、安全意識を涵養していくことが重要でございます。国としては、周知・広報を行うことで需要家の保安意識の醸成に資するよう取り組んでいくとともに、需要家に対する保安意識の調査等を経時的に行なうことを通じて、当該取り組みを効果的に進めていくことが望ましいのではないかとしてございます。

なお、各ガス小売事業者が実施した自主保安の取り組みに関する公表や評価の在り方については、今後詳細を検討していくことが必要ではないかとさせていただいてございます。以上です。

○倉渕座長 ありがとうございました。現在ガス事業者が行っております自主保安でございますけれども、重要なものについては、あるいは有効なものについては、この保安業務規程の中に取り込んでいくべきではないかということが1点。それと、自主保安のベストプラクティスについては「見える化」を積極的に推進していくということではないかと思います。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらよろしくお願ひいたします。

○久本委員 先ほどの消費機器の調査のところでもございましたけれども、保安の維持という意味におきましては、この保安業務規程というのは非常に大きな役割を果たしていると理解いたしました。一方で、価格競争がありまして、その中で保安を維持するというのは非常に大変なことだと思いますけれども、先ほど吉川委員からもございましたように、保安業務規程の内容の確認、その後の実施体制のチェック、実施状況の確認が非常に重要なのではないかと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

○倉渕座長 ありがとうございました。自由化後は保安業務規程が重要で、その内容と、

本当にちゃんと実施されているかという両面で検討することの重要性のご指摘かと思います。ありがとうございました。

○赤穂委員 先ほど金子専門委員のご説明の中では、この自主保安業務は、自主的、柔軟に対応してきましたというご説明がありました。まさに一事業者と行政との関係での、阿吽の呼吸でのやりとりで今までの安全確保というのが進んできたのだなということを感じましたけれども、これからは新規の事業者さんがたくさん参入してくる可能性があるということを鑑みると、やはり自主・柔軟にということだけでは対応できない部分もあると思っております。そのような中で、今回保安業務規程に記載する対象として、この（イ）（ロ）（ハ）を挙げておられますが、人の生命・財産に直結するような問題ということで、これを保安業務規程の対象とするということについては私も賛同いたします。

それから、物理的な開栓を伴わない場合ということ、事業者がスイッチするだけで、使用環境に変化がないというときにどうするかということについては、ちょっとエンドユーザーの立場からいえば、何も引っ越したわけでもないのに新たにまた点検までされるのも面倒だなと思ったりもしていますし、具体的にどうしていくべきかというのをもう少し考えていくべきだと思います。ただ、ユーザーさんが契約の段階で、私が今こういうガス機器を使っているんですということを新たな供給事業者に提出するとか、そういう簡易なやり方というのもあるのではないかかなと思っています。何もせずに単に契約を変えるということではなくて、何らかの情報の伝達の手段を簡易にやるやり方というのはあるのではないかなと思っております。以上です。

○倉渕座長 ありがとうございました。自主保安だけではやはり今後は不十分で、重要なものについては保安業務規程に盛り込むべきではないかということですね。

もう1つは、小売業者が変わったとき、情報伝達をいかに効率的に、しかも安全に行うかという点についてのご指摘かと思います。どうもありがとうございました。

○吉川委員 私も、今までのガスの安全が多くの部分、自主保安に支えられてきたという実態を知りまして、その上で、やはり自由化に伴って参入業者さんが増えるということで、最低限必須となっているものについては是非規制化をお願いしたいということは先般の小委員会で私自身の意見としても申し上げたことですので、それが具体的に実施される見込みとなったことに対しては非常にありがたいなと思っています。

特に、金子委員からご説明いただいた自主保安の台形の部分の、いわゆる業界として標準作業手順等で推奨している業務、ほぼ全ての事業者が実施されているとおっしゃってい

た部分というのは、多分これまでのガス事業者さんの歴史の中で必要性が共通認識にあり、しかも事業者さんの規模にかかわらず、やはり実施が可能、実現が可能という部分でも担保されてきた保安業務だと思いますので、そこは是非新規参入の業者さんの方にも遵守をお願いしたいし、できるということではないかなと思っておりまして、多分そういった観点で、最低限ということで、この（イ）（ロ）（ハ）（ニ）（ホ）を選んでいただいたのだと理解しておりますので、これは是非お願いしたい。

また、意見になってしまいますが、5ページ目の「消費機器の接続具の適合性確認」、これが各事業者が統一的に実施すべき項目ではなく各事業者の特性等を踏まえて実施すべき項目になっているのですが、やはり接続具の適合性というのは非常に事故につながりやすい重大な部分だと思いますし、周知と確認でどれほど手間に差があるかというとそれほど違いはないでしょうし、やはりきちんと周知をするということについて、実効性をもつてやるからには、単にポストに投げ入れるだけではないはずなので、そうであればやはり「確認」も全事業者の方を対象に実施して頂く項目の方に是非入れ込んでいただけたらなと思っております。

最後に、「見える化」の話でございますが、これもやはり何らかの形でインセンティブになるような評価をしたいということになりますと、やはりここでもご指摘があるように、評価の公平性ということが非常に重要な問題になってくると思います。ですので、ここら辺は今までの既存の事業者さんの自主保安の基準の英知をお借りして、その重要性と、それから項目を選定しまして、例えば項目ごとに点数を配分して、それをクリアしたものに関して総合点を出してグレード化するとか、そういった自主保安の到達度の成績表みたいな、そういうことをする方法も関連的には考えられますが、それに余り手間がかからずもかえってまた業務を圧迫することになるでしょうから、簡易な方法でスキームがきちんとできれば、例えばパソコンでどれがクリアされているかというのを入れるだけで自動的にグレードができるような、そんな方式がもしできるのであればやってみてもいいかなと感じました。以上でございます。

○倉渕座長 ありがとうございました。必須の自主保安については、保安業務規程に組み込むことは合理的ではないかというお考えと、最後は、この自主保安の評価を公平かつ合理的に行う何かスキームができるといいのではないかという点がございました。それでは、内倉委員、お願いいいたします。

○内倉委員 内倉です。質問と兼ねて意見を述べさせていただきます。2ページ目の

「(イ) 開栓を伴う場合の供給開始時調査」の項に「供給開始時にあらためて調査を行うことは、保安を確保するために必要なものであると考えられる」と書かれていますが、液石法では、供給開始時調査というのは施行規則でどういったことを実施すべきというものが定められています。一方、先程の説明ではガス事業法では特段規定されていないが自主的にやられているということで、是非統一した規定等を掲げてもらいたい。液石法には規定されているが、ガス事業法にはない。当然会社の自主的な判断でやられているということではありますが、そこを統一というか整合化してもらいたい。

また、この(イ)の項のなお書きの中に書かれている「仮に物理的な開栓を伴わない供給開始」とは何かを教えていただきたい。

それと、同じなお書きの下から3行目に書かれている「切替え後のガス小売事業者に対する消費機器調査の情報引継ぎの在り方を今後検討し」云々というところですが、先ほど申しましたようにL Pガスの場合は、新しい業者が供給開始時に消費機器の調査を行うことにより、そこで過去の業者はお客様との取引は終わり、その後は、新しい業者が全責任を持ってやることになっていますが、ここに書かれている情報引継ぎというのは、既に取引を終了した過去の業者がいつまでもお客様の情報を持っていていいのかという個人情報保護法の問題があるのではと考えています。L Pガスでは、新しい業者が供給開始時の調査において全ての最新情報を把握するため、過去の情報はもらわないでも大丈夫です。つきましては、個人情報保護法の取扱いなども踏まえて、液石法とガス事業法の統一性を持ってもらうようにご検討いただきたい。なお、繰返しになりますが、供給開始後は、従前のガス事業者ではなく、新ガス小売事業者に責任があるという明確な責任区分を示すべきと考えています。以上です。

○倉渕座長 ありがとうございました。1つには、開栓時調査についての液石法とガス事業法の相違点についてと、もう1点は、いわゆる供給開始時に開栓を伴わないという意味といいましょうか、これについての質問がございました。大本さん、お願ひいたします。

○大本ガス安全室長 この物理的な開栓を伴わないというケースに関しては、現行というか、先ほど赤穂委員からの中でコメントがございましたけれども、引っ越しをしないで、例えばA事業者からB事業者に今後ガスの全面自由化で選択をするというケースの場合は、いわゆる自分は物理的に引越などのアクションをしているわけでもないのですが、今の契約しているガス事業者を変えるという行為にはなりますので、物理的開栓を伴わないケースということで挙げさせていただいてございます。一方で、自分が別の場所に引っ越し

した場合には物理的開栓になりますので、ここではそういうことを想定しているものでございます。

なお、なお書きのところは、本日の審議事項というよりは今後の課題ということで挙げさせていただいておりますので、また今後において別途ご審議いただければと考えているところでございます。

○倉渕座長 よろしいでしょうか。では、早田委員、お願ひいたします。

○早田委員 ありがとうございます。保安水準の維持・向上のために、先ほどご説明いただいたように、現状一般ガス事業者が実施されている自主保安活動を引き続き実施することにつきましては、非常に私どもも重要と考えてございます。したがいまして、今回事務局よりご提案いただいたとおり、そのための施策といたしまして、自主保安の項目を一部省令化するなどの措置については、私どもとして異論はございません。

その中で、先ほど赤穂委員からも情報の引き継ぎの検討のお話とか、内倉委員からもお話をあった件に関しまして、私どもが1つ懸念をいたしてございますのが、今後自主保安活動の確実な実施でありますとか、ガス小売事業者のスイッチングという、切り替えの度に必要と考えられる消費機器の調査結果などの保安情報を、いかに共有化していくかというのが非常に重要ではないかと思います。現状は、一般ガス事業者の方が一元管理をされているというような状況でございますけれども、今後いろいろなガス小売事業者が入ってきたときに、その情報をどういうふうに持てばいいのかというのが一番重要ではないかと考えてございます。私どもといたしましては、自主保安活動を通じた保安水準の維持・向上を図るためにも、開栓の有無を問わず、やはり供給切り替えの際には、消費機器の調査結果など保安に関する情報を継続して、切り替え先の供給者であるガス小売事業者に的確に引き継ぎをいただくという、これが非常に重要ではないかと考えてございます。

また、今後全面自由化に伴いまして、これは制度側の方で検討をされるのではないかと考えてございますけれども、需要家情報を恐らくガス導管事業者の方で一元管理・共有化する仕組みというのが今後必要になってくるのではないかと思っております。これは、電力のシステム改革ではスイッチング支援システムと申してございますけれども、恐らくこういう仕組みづくりが検討されると認識しておりますので、これに合わせて、例えば調査・周知対象となっている機器にはどういう機器があるのかとか、これまでの調査結果であるとか、周知の実績であるとか、そういう保安にかかる情報も、是非その中で一元管理・共有化できる仕組みを作っていただいた方がよろしいのではないかと思います。また、

先ほど申しましたように、確実に引き継ぎがなされるようなルールの検討が必要ではないかと考えてございますので、是非ご検討をお願いしたいと考えてございます。

また、制度側でのスイッチングシステムについて、消費機器の情報も一緒にもっていただくということに関しましては、ガスシステム改革部門への働きかけについてもあわせてお願いをできればと考えてございます。以上でございます。

○倉渕座長 ありがとうございました。重要な指摘をいただきました。特に保安情報の新規事業者への引き継ぎをどのように円滑に行うかということと、その情報の保安、補完というのでしょうか、これに導管事業者がどのようにかかわっていくか、この辺について慎重に検討すべきだというご意見かなと思います。参考にさせていただきたいと思います。

○吉川委員 この点は将来の検討課題という大本室長からのお話もあったので、あまり今日深く申し上げても意味がないのかもしれません、今、早田委員からご指摘があったことに関連して、例えばなのですけれども、供給開始時調査の結果というのが、ボリュームが多いものでなければ調査結果を需要家が管理をすると。ガス機器のそばに貼れるもののレベルなのか、あるいは書類でもつものなのか、そこはちょっとイメージがまだ、ボリュームがわからないのでつかめませんが、万が一事業者をスイッチングするときに、需要家が紛失していたり、不明であったり、あるいは調査内容と消費機器を変えましたよというような申告があったりというときは実際に調査をすると。でも、これと全く変わっていないというような申告があった場合には、そのカードというか、調査結果を提示してもらって、その情報を新たな業者さんが引き継ぐということも可能かなど。1つの案として。私も業界の実情を必ずしもわかっていないので、あえて申し上げているのですが、やはり情報の引き継ぎとなると、その情報がうまく引き継げなかつたときの責任をどちらがもつのかとか、そういう法的な責任の問題も出てきかねない。業者さん間で引き継ぐということになると、その問題もあるので、1つの案としては需要さんに管理をしてもらうという手もあるのかなというふうにちょっと感じました。以上です。

○倉渕座長 ありがとうございました。消費機器を含めた情報の引き継ぎに需要家もある程度関与することが考えられるのではないかというご提案と理解しております。

○金子委員 本日の論点ではないということなのですけれども、話が始まってしまいまして、一言。既存の情報を有効に活用するということが重要であるというご意見はごもっともだと思います。一方で、様々な業務機会を捉えて、現場で現物を確認して、情報を最新の情報にしておくということもやはり必要なのだろうと考えています。何点かの論

点というか、視点が提示されたと思っておりまして、例えばお客様の利便性、何度も来られたくないというようなお話とか、効率のお話、保安上どうかという話、責任の話、こういった各視点から多面的にこれから検討していって、一番いい解を見つけていくという方向なのではないかと思っています。

○倉渕座長 ありがとうございます。三浦委員、お願ひします。

○三浦委員 今様々のご意見が出ましたが、一般消費者の感覚からいうと、需要家によって役務や価格が自分自身で選べるということでは、非常に選択の幅が広がっていいことなのでしょうけれども、これが何か後退するようなことになっては絶対にいけないわけですね。さらによい方向にもっていくためにはどうするかということをこれから考えるのですけれども、私たちというか、普通の消費者の感覚からいうと、「これによって何が私たちにいいわけ? 何がメリット? 今ので十分なのに」と思っている人がほとんどですし、正確な情報がなかなかないので、急に、電気の方ではスイッチングが始まっていてどうこうとかいわれても余り実感がないというか、からの私たちはどうなるのというが率直な感覚です。

そういう感覚の話ではいけないかもしれませんけれども、一番心配なのは、やはり普通の人が、例えばお引っ越ししたときに、開栓のときにガス漏れがないかをちゃんと見てくれるんですかとか、本当に単純なことなんですね。基本的な保安が守られるかということがすごく心配で、さっき吉川委員もおっしゃっていたとおり、接続の適合性があるのかないというのは素人にはわからないわけですよ。だからこそプロの目で、技術をもった人にきちんと、「これは大丈夫ですよ」「こうしてくださいよ」と言っていただきたいということがやはり一番望んでいることあります。

1つ懸念があるのは、余り今この場で枝葉末節を言ってはいけないのですけれども、例えばさきほどの、金網ストーブのことに関しても、これをいくら周知したところで、例えばひとり暮らしのお年寄りにどこまでそれをご説明していただきて、今自分が使っているとどれだけ自分の身が危険かという実感が伴うかとか、さっきも赤穂委員がおっしゃっていましたが、チラシを投げられただけではわかりませんよと。あなた気をつけてくださいよと電話が来たぐらいでは、なかなかそういう危険意識というのは、特に高齢者には難しいと思っています。この先も例えば、いろいろな古くなった機器をそのまま使っている方とか、お引っ越ししないでずっと古い施設の中にいる方とかというのが今後もっと増えてくるわけですね。そうなったときに、新規の事業者さんがどんなことをフォローしていく

れるのかなと。新しい事業者が入ってくるのはよいのですがそういうところがとても不安なわけですよね。だから、役務提供というのは、表面的なことだけではなくて細かいケアに関しても、それぞれ参入していただく事業者さんには相応の覚悟を持って入ってきていただかないと、「いや、規程のことだけはやっているんですよ。安いのを選んだのはあんたたちでしょう」みたいな話になってしまったら、この先どうなるのという不安があるという意見を多々聞かされているので、今日はそういうこともご紹介したいなと思いました。

○倉渕座長 ありがとうございます。制度が変わったとしても保安水準は後退させないということと、消費者側にとっても是非安心にエネルギーを使えるということの担保を制度上進めていくべきということかと思います。他にご意見等はございますか。よろしいでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。非常に多角的なご意見をいただいたと感じております。資料3にあります案につきましてもいろいろとご指摘がございましたので、事務局におかれましても、本日ご意見、ご指摘のあった点を踏まえまして、引き続きご検討をよろしくお願ひいたします。全体を通して、何かご質問、ご意見等はございますか。一応本日予定した議題は終了してございますけれども、委員の皆様のご意見を伺いますと、消費者、既存のガス事業者、新規参入予定者、3者ともに、現状の保安水準は是非維持して欲しい、維持するための努力をしていきたいという点については一致を得たと感じております。それを実際に実現するための制度設計が非常に重要ということになりますので、今後の検討の中でその肉づけをしていく。そのために、引き続き委員の皆様におきましてはご尽力をよろしくお願ひいたします。

全体を通して、三木審議官から何かございますでしょうか。

○三木審議官 貴重なご意見をありがとうございます。今後の検討の参考にさせていただきたいと思います。私から1点だけ補足でございますけれども、内倉委員からちょっとお話があった部分でございますけれども、液石法との整合化という部分につきまして、今回の資料には余り出ていませんけれども、当然視野に入れて、親委員会のガス安全小委員会、それから液化石油ガス小委員会もございまして、こちらの方で議論をいただいているけれども、液石法とガス事業法の整合化という部分にもしっかりと配慮して取り組んでいきたいと思っています。ただ、事業形態として、シリンダ、ボンベを取り替えるというような事業形態と、導管でつながっていて、例えば小売の切りかえが契約だけでできるというような事業の形態の違いもございますので、そういうところを踏まえながら、極力整合化できるところは整合化に向けて検討していきたいと思っております。どうかよろしく

お願いいいたします。

○倉渕座長 ありがとうございます。その他として、事務局から何かございますか。

○大本ガス安全室長 本日の審議の議事要旨につきましては、事務局で作成し、ホームページ上で公開したいと思います。議事録につきましては、委員の皆様にご確認した上で公開することを予定しております。また追って事務局より確認を依頼させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

○倉渕座長 本日は、委員の皆様には活発なご議論をいただき、ありがとうございました。それでは、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

——了——